

## —税に関するお知らせ1— 平成20年度の市・県民税の改正点

平成20年度の市・県民税については、次の点が改正されます。

### 1. 損害保険料控除にかわり地震保険料控除が創設されます。

これまでの損害保険料控除が廃止され、平成20年度分の住民税から新たに地震保険料控除が適用されます。損害保険料控除の廃止に伴う経過措置として、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約については、従来の損害保険料控除が適用されます。

#### ○控除額等

区分	年間の支払保険料の合計額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払い保険料の2分の1
	50,000円超	25,000円
長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超15,000円以下	支払保険料の2分の1+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合		合計して上限 25,000円 ※長期損害保険部分は上限10,000円

### 2. 住民税からも住宅ローン控除ができるようになりました。

税源移譲により所得税が減額となった影響で、これまで所得税から控除できた住宅ローン控除が減り、所得税から控除しきれない額が発生した場合に、翌年度の住民税(所得割)から控除できるようになりました。

#### 対象者

平成11年から平成18年末日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている方(控除申告書の提出を済まされている方に限ります。)

#### 控除額

次の①又は②のいずれか小さい額から、③を控除した額

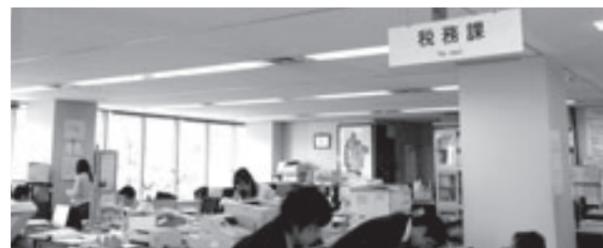
- ①年末時点における住宅ローン控除可能額
- ②住宅ローン控除を控除する前の税源移譲前の税率による所得税額
- ③住宅ローン控除を控除する前の税源移譲後の税率による所得税額

### 3. 高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置が終了します。

平成17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で前年の合計所得金額が125万円以下の方には、平成17年度までの住民税を非課税とする措置が取られていましたが、納税者の世代間及び世代内の税負担を公平にするという観点から、この措置が廃止されました。

これに伴って、平成18年度分から段階的に廃止する経過措置が設けられていましたが、平成20年度からは完全に廃止されます。

18年度	税額の3分の2を軽減(3分の1負担)
19年度	税額の3分の1を軽減(3分の2負担)
20年度	軽減措置の廃止(全額負担)



【問合せ】 税務課税制係 ☎④8712

## —税に関するお知らせ2— 税源移譲に伴う年度間の所得変動に係る経過措置

### 平成19年度分市・県民税の還付について

平成19年に行われた税源移譲は国(所得税)と地方(住民税)の税率を変更するものです。ほとんどの方は、所得税が減額となり、住民税は増額となりましたが、合計の税負担額は変わりません。

しかし、平成19年中に退職等の理由により所得税がかからなくなった場合は、所得税減額の恩恵がなく、住民税のみ増額されることになります。

このような方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税(市・県民税)から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

#### 対象者

次の①と②の要件を両方満たす方です。

- ①平成19年度分の住民税課税所得金額(申告分離課税分を除く)  
 > 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度分の住民税課税所得金額(申告分離課税分を含む)  
 ≤ 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額

#### ※課税所得金額とは

前年中の所得金額から所得控除額を控除した後の金額です。

#### ※人的控除とは

所得控除のうち、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除・勤労学生控除など、人の基本的生計費に着目した控除をいいますが、所得税と住民税ではその金額が異なります。

#### 減額する額

平成19年度の合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額)について以下のアからイを差し引いた額を減額します。

- ア. 税源移譲後の税率を適用して調整控除を行った後の税額
- イ. 税源移譲前の税率を適用した税額

$$\text{減額する額} = (\text{ア}) - (\text{イ})$$

#### 手続き等

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要になります。

平成20年7月1日(火)から31日(木)までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市町村へ「平成19年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書」を提出してください。「減額申告書」は市のホームページからもダウンロードできます。

なお、加西市では、平成20年度分の市・県民税の課税資料を基に、この制度の適用を受けられる可能性のある方々に対しては、6月中旬以後に直接通知する予定です。

【問合せ】 税務課税制係 ☎④8712

### 平成20年度市税等納期限一覧表

平成20年度	市・県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護普通徴料収分
H20 4/30		全期1期			
H20 6/2			全期		
H20 6/30	全期1期				
H20 7/31		2期		1期	1期
H20 9/1	2期			2期	2期
H20 9/30				3期	3期
H20 10/31	3期			4期	4期
H20 12/1				5期	5期
H20 12/25		3期		6期	6期
H21 2/2	4期			7期	7期
H21 3/2		4期		8期	8期

※平成20年度 軽自動車の納期限は  
**6月2日(月)**です

【問合せ】 収納課 ☎④8714